

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年8月7日
【発行者の名称】	C Channel株式会社 (C Channel Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森川 亮
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山七丁目1番5号
【電話番号】	03-6453-6893 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 丹羽 歩
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	C Channel株式会社 https://corp.cchan.tv/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期
決算年月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	6,236,043	5,769,063	1,991,343
経常損失(△) (千円)	△379,989	△231,790	△92,516
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△874,196	△234,366	76,055
包括利益 (千円)	△901,726	△233,977	80,372
純資産額 (千円)	344,068	105,840	136,498
総資産額 (千円)	2,517,522	2,145,327	888,210
1株当たり純資産額 (円)	10.10	1.78	4.58
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△30.44	△8.16	2.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	2.61
自己資本比率 (%)	11.5	2.4	14.8
自己資本利益率 (%)	—	—	83.3
株価収益率 (倍)	—	—	264.2
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△500,011	8,400	△131,579
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△82,754	△39,618	60,822
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△70,884	△92,704	△113,270
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	567,880	446,793	261,600
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	193 (59)	167 (41)	92 (55)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第9期及び第10期においては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失のため、記載していません。
2. 第9期及び第10期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載していません。
3. 第9期及び第10期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載していません。
5. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の()は臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む)の年間の平均人員を外数で記載してあります。

2 【沿革】

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	事項
2014年 7月	東京都渋谷区において、株式会社LisBeを設立
2015年 2月	商号をC Channel株式会社に変更
2015年 4月	女性の「知りたい」を解決する動画ライフスタイルメディア『C CHANNEL』の提供開始によりメディア事業の運営開始
2016年 6月	インフルエンサー（注1）マーケティング事業を展開することを目的として、Yellow Agency株式会社（2018年5月に吸収合併）を設立
2016年 7月	ECサイト運営を開始（2019年3月に株式会社マキシムのeコマース事業と統合）
2016年11月	インドネシア共和国ジャカルタにおいて『C CHANNEL』を展開することを目的として、PT Media Makmur（現PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA、現連結子会社）の株式を取得及び第三者割当増資を受け、海外事業展開を開始
2017年 4月	女性向けアパレル通販サイト『KOBE LETTUCE』を展開する株式会社マキシム（現連結子会社）の株式を取得
2017年 6月	本社を東京都港区三田一丁目4番1号に移転
2017年 7月	韓国ソウル市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C CHANNEL Korea Company Ltd.を設立（注2）
2017年 9月	ライブ動画配信アプリ『mysta』を展開することを目的として、mysta株式会社を設立
2017年12月	中華民国台北市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C Channel Taiwan Corporationを設立（注3）
2017年12月	中華人民共和国北京市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、北京视乐通科技有限公司を設立（注5）
2018年 3月	中華人民共和国上海市において、eコマースサイト事業及び広告事業を運営する上海露倩網絡信息有限公司（現連結子会社）の株式を取得
2018年 3月	タイ王国バンコク市において『C CHANNEL』を展開することを目的として、C Channel (Thailand) Co., Ltd.を設立（注4）
2020年 4月	企業とインフルエンサーのマッチングプラットフォーム『Lemon Square』の提供開始
2020年 5月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場
2020年 8月	株式会社マキシムの株式の追加取得による完全子会社化
2020年12月	本社を東京都目黒区青葉台四丁目7番7号に移転
2020年12月	上海露倩網絡信息有限公司 LUCE Networksの株式追加取得による完全子会社化
2021年 3月	株式会社マキシムの株式の一部を譲渡
2022年 9月	本社を東京都港区南青山七丁目1番5号に移転
2024年 6月	株式会社マキシムの全株式を売却
2024年 9月	mysta株式会社の全株式を譲渡

（注1）インフルエンサー

インフルエンサーとは、自身のブログやSNS、メディアへの露出などを通じて、商品やサービスを紹介することによって、多くの消費者に対して、大きな影響力を発揮する人のことを指します。

（注2）C CHANNEL Korea Company Ltd. につきましては、2019年8月14日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算終了しました。

（注3）C Channel Taiwan Corporationにつきましては、2020年1月22日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算終了しました。

（注4）C Channel (Thailand) Co., Ltd. につきましては、2019年12月18日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算終了しました。

（注5）北京视乐通科技有限公司につきましては、2020年7月22日開催の取締役会において会社解散の決議を行い、清算終了しました。

3【事業の内容】

当社グループの事業は、「誰もが自分らしく輝ける機会を創る」というビジョンのもと、個人の発信を応援する事業として、企業の商品やサービスとそれに関心があるインフルエンサーをつなぐ『Lemon Square』においてインフルエンサーのマネジメントやロコミマーケティングを行う「インフルエンサー事業」、20代女性向け動画メディア『C CHANNEL』やママ向け動画メディア『mamas』において企業の商品やサービスを紹介する動画広告コンテンツの企画、制作、配信を行うネイティブ動画広告、SNS向けの動画制作やイベントの開催からなる「メディア事業」、メディア事業とeコマース事業で展開する各種サービスを海外向けに展開する「海外事業」の2つの事業セグメントから構成されております。

① メディア事業

i) インフルエンサーマーケティングサービス

当社のインフルエンサーマーケティングサービスは『Lemon Square』と『YouTube/TikTok』の2種類のサービスを展開しています。

『Lemon Square』では、企業の商品やサービスとそれに関心があるファンインフルエンサーをつなぎ、商品やサービスを実際に試すことでファンの輪が広がる支援の実現を目指しています。企業・ブランドのファンならではの熱量の高い商品レビューは、新たな顧客を呼び寄せる貴重な手段になり得ます。利用ユーザー数とポジティブなロコミ件数の増加に伴い、成果事例も増加しているとともに、インフルエンサー自身も商品のファンとなり、リピート購入・継続利用するケースも続々と出てきています。

『YouTube/TikTok』では、美容系YouTubeクリエイターのマネジメントを行い、YouTube動画TikTok動画のタイアップ広告、オンライン・オフラインのイベント登壇、タイアップ商品開発など、広告主のマーケティング活動を全般的にサポートすることで収益を上げています。加えて、クリエイターに対するYouTubeコンサルティングを基盤とし、TVや雑誌への出演、書籍の出版、オリジナル商品の開発など、クリエイターがより輝けるサポートを行っています。



ii) 広告サービス

当社が展開する『C CHANNEL』は、ユーザー自身が自己実現を果たす為の課題や悩みを解決する日本最大規模の女性向け動画ライフスタイルメディアとして、主に24歳～34歳を中心に、女性の最も関心のある話題に焦点を当て、約1分間の動画で紹介しております。

また、24歳～34歳を中心とした女性をメインターゲットとしている『C CHANNEL』に加えて、仕事や家事に忙しい若いママ（25歳～39歳のママ）向けメディアとして『mamas』を展開しています。

『mamas』は、“ママをもっと自由に！”をコンセプトに、日々の子育て情報や、家事を楽にするアイテム紹介など、ママが楽しく生活するための情報を動画などで提供するサービスです。

② 海外事業

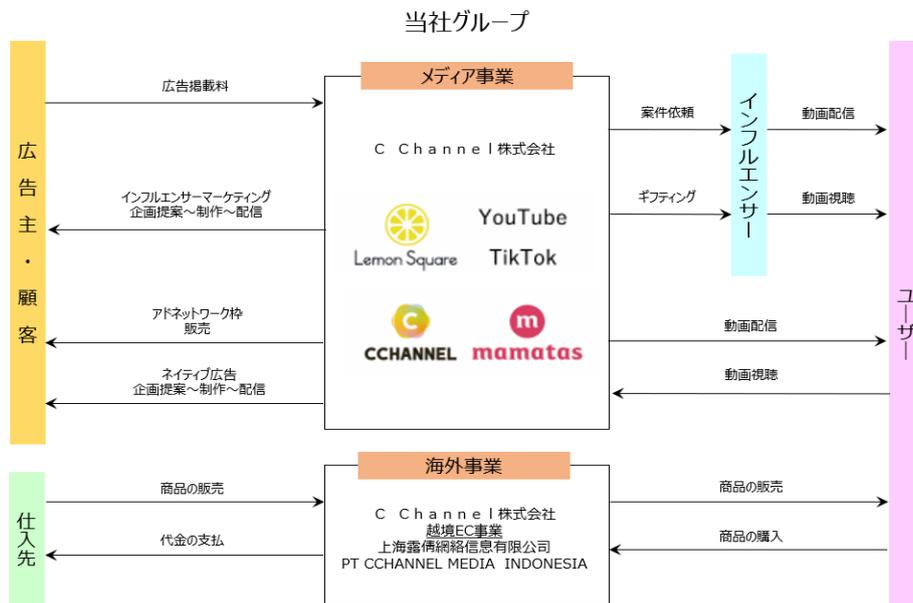
当社は本書提出日現在、アジアの2つの国（中国、インドネシア）で事業を展開。現地法人を設立し、下記のような運営体制を実施しております。

2018年3月より、中国（上海）において、コスメや美容機器を販売するeコマースサイト『LUCE.com』を運営する上海露倩網絡信息有限公司に資本参加し、中国国内における事業拡大を進めております。2020年12月には100%子会社化しております。

中国ECプラットフォームを活用した越境EC事業に関して日本の化粧品会社より相談を受け、Tmall（天猫）での越境EC店舗運営やRED（小紅書）やDouyin（抖音）でのEC外プロモーション支援を行っております。

一方、インドネシアについては、『Lemon Square』によりインフルエンサーマーケティングサービスの成長が加速しております。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA (注) 1.	インドネシア共和国ジャカルタ	24.8億ルピア	インドネシアにおける当社事業の展開	(所有) 59.5	役員の兼任2名
上海露倩網絡信息有限公司 (注) 1.	中華人民共和国上海市	830,000USドル	中国におけるeコマース事業及び広告事業の展開	(所有) 100.0	役員の兼任2名
(その他の関係会社) ソフトバンク株式会社 (注) 2.	東京都港区	228,162百万円	日本国内での移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供	(被所有) 直接 28.9	役員の兼任1名

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 有価証券報告書の提出会社です。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
メディア事業	32 (28)
海外事業	45 (—)
全社 (共通)	15 (10)
合計	92 (38)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の () は臨時雇用者数 (パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む) の年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2025年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
47 (38)	35.1	3.5	5,566

セグメントの名称	従業員数 (名)
メディア事業	32 (28)
全社 (共通)	15 (10)
合計	47 (38)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の () は臨時雇用者数 (パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む) の年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

3. 平均年間給与は、基準外賃金を含めストック・オプションによる株式報酬費用は除いております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化やインバウンド需要の増加などにより景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、世界的な情勢不安による価格上昇や各国の金融政策による金利上昇などにより、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

また、当社グループが所属しておりますインターネット広告市場は、前年比109.6%の3兆6,517億円（株式会社電通「2024年 日本の広告費」）となり、継続的に成長を続けております。

このような経営環境のもと、当社グループは「誰もが自分らしく輝ける機会を創る」というビジョンのもと「メディア事業」及び「海外事業」の2つの基幹事業の成長継続、収益構造の改善などに取り組んでまいりました。その中で、既存サービスに加え、企業とインフルエンサーを結びつける「Lemon Square」のサービス展開を拡大させることで、さらなる成長に注力してまいりました。

また、当社グループは、2024年6月12日に株式会社マキシムの全株式を売却したことに伴い、アジアのインフルエンサー領域の事業に選択と集中を行い成長してまいります。

当連結会計年度における連結業績につきましては、売上高は1,991,343千円（前年同期比65.5%減）、営業損失は64,604千円（前年同期は営業損失222,066千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は76,055千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失234,366千円）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

(メディア事業)

メディア事業は、化粧品業界などの広告出稿が活発化しております。そのような環境下でメディアサービスを縮小し、インフルエンサーマーケティングサービスへの事業集中の意思決定をいたしました。その結果、インフルエンサーマーケティングサービスはYouTuberやInstagrammer、TikTokerを中心に売上が前年同期比5.7%増加となり、また、当社が強化しているインフルエンサーマーケティングソリューション「Lemon Square」関連の売上が大きく成長し、「Lemon Square」関連の売上は前年同期比37.1%増加となりました。

この結果、外部顧客への売上高は1,450,020千円（前年同期比10.4%増）、セグメント利益は313,418千円（前年同期比80.6%増）となりました。

当期は次期に向けた新規事業としてインフルエンサーの投稿素材をECサイトで活用し売上を上げるSaaSサービスLemonUrerun、インフルエンサーを活用したアフィリエイトサービスLemonUruuuを開始し、LemonSquareサービス全体の収益増加を目指してまいります。

(海外事業)

海外事業は、中国においては越境EC及びSNSマーケティングの運営の強化に取り組んだものの、中国消費意欲の鈍化や日本の処理水排出による日本製商品への不信感もあり、ブランドの越境EC旗艦店の販売が減少したことで売上・利益ともに伸び悩みました。また、インドネシアはインフルエンサー広告の更なる拡大に取り組んだことで売上・利益ともに前年同期比で増加しました。

この結果、海外事業の外部顧客への売上高は541,323千円（前年同期比10.8%増）、セグメント損失は22,392千円（前年同期はセグメント損失36,698千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ185,193千円減少し、261,600千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは131,579千円の資金の支出（前連結会計年度は8,400千円の収入）となりました。これは主に関係会社株式売却益△167,862千円、減価償却費30,191千円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは60,822千円の資金の収入（前連結会計年度は39,618千円の支出）となりました。これは主に関係会社株式の売却による収入108,505千円、無形固定資産の取得による支出44,463千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは113,270千円の資金の支出（前連結会計年度は92,704千円の支出）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出236,800千円、長期借入れによる収入100,000千円、社債の発行による収入27,030千円などによるものであります。

(3) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度まで継続して営業損失、経常損失、マイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。また、当連結会計年度末において、2025年10月末に返済期限を迎える借入金の返済に必要な資金を有しておりません。そのため継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

それに対し、当社グループは、以下に示す課題に的確に対処することにより、安定的な財務基盤を確立し、当該事象又は状況が早期に解消されるよう取り組んでまいります。これらの対応策を状況に応じて適切に推進していくことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

①資金調達や資金繰りの安定化

当社グループは、2025年10月末に償還期を迎える借入金について、その返済原資に懸念がありましたが、当該借入金の貸付元である取引金融機関より、償還資金と同額の融資に関する提案を受領いたしました。2025年8月4日に開催された臨時取締役会においては、当該融資提案を受け入れる方針が決議されており、今後の手続等を経て融資が実行される見込みです。そのため、本発行情報の公表日時点において、2025年10月末に返済期を迎える借入金の返済の履行の困難性に起因した継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況は解消しております。

②基盤収益事業の強化による売上維持・拡大

『広告サービス』『インフルエンサーマーケティングサービス』において、売上高は安定的に推移しております。そのため、当社グループは、当該事業をさらに強化していくことで、安定した収益獲得を目指してまいります。

具体的には、C Channelグループは、これまで得意としてきた動画メディアからSNS並びにインフルエンサー等を活用した女性向けマーケティングに加え、クライアントの皆様にとってインフルエンサーマーケティングのソリューションとなる「Lemon Square」を中核事業に据え、新たな時代におけるトッププラットフォームを目指しております。

③積極的投資事業における選択と集中による事業の選別と早期収益化の実現

積極的投資事業については、当社グループとのシナジーが期待できない事業や収益化が困難と判断した事業については適時適切に処分することを検討してまいります。また、早期収益化の実現のため、当社グループの事業とシナジーのある他社と積極的に業務提携を締結すること等を通じて、事業の拡大を図ってまいります。

④経費の削減

当社グループは、当社グループ事業の強みを確保した上で、引き続き、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費の削減に努め収益性の改善に注力してまいります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比 (%)
メディア事業 (千円)	1,450,020	110.4
海外事業 (千円)	541,323	110.8
合計 (千円)	1,991,343	34.5

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

3. 当連結会計期間において、当社グループは2024年6月12日付で株式会社マキシムの全株式を譲渡し、連結の範囲から除外しております。これに伴い、当社の連結子会社であった株式会社マキシムが運営しておりました「eコマース事業」を当連結会計期間より報告セグメントから除外しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 知名度の向上

当社グループは、当社の中核事業である『Lemon Square』の飛躍的な成長にとって、知名度の向上が必要であると考えております。当社グループでは、今後効率的かつ積極的な広報活動を推進することにより、サービス並びに当社グループ自体の認知度向上を継続的に目指していく方針です。

(2) 海外事業展開

当社グループの成長を加速させる上で、海外における事業展開は必須であり、今後日本でのノウハウを生かしながらも、中国では越境EC、インドネシアでは『Lemon Square』を中心に、現地の環境、文化、ニーズに柔軟に対応して発展させ、海外におけるC CHANNEL事業の成功モデルを確立していくことが課題であります。

(3) システムセキュリティ管理体制

当社グループの展開する事業は、アプリケーションやウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であります。今後も市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

(4) 投稿審査体制の整備・強化

当社グループは、独自のガイドラインに則って自社制作の動画やクリッパーが投稿する動画の審査を行い、審査に通った動画のみを掲載しております。また、一般ユーザーが投稿した動画につきましては、掲載後に審査を行い、内容やコメント等に問題があれば、適宜削除を実施しております。今後も中立な立場でユーザーにとってより有意義な情報を提供し続けられるよう投稿審査体制の整備、強化、見直しを行っていく方針であります。

(5) 経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。また、今後当社グループの事業がグローバルに拡大していく中で、グループを横断した内部統制の整備、向上が必要不可欠と考えております。コーポレート・ガバナンスにも積極的に取り組むことで強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

当社では、事業上のリスクについて、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、当該規程に基づき代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。リスク・コンプライアンス委員会は、想定しうるリスクに対する管理体制を整備、構築することにより、適切なリスク対応を図ります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

① 業界動向について

当社グループの事業は、インターネットを通じて女性向け動画ライフスタイルメディア関連情報を提供しております。インターネット市場は、今後も成長が継続するものと考えておりますが、インターネットの利用に関する新たな法的規制等の導入やそのほか予期せぬ要因によって、インターネット利用者の順調な発展が今後阻害され、当該市場の動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② サービスの陳腐化について

インターネット業界においては、急速な技術変化と水準向上が進んでおり、これに合わせてユーザーのニーズが急速に変化しております。当社グループは、特にメディア事業において、競争力を維持するためには、ユーザーのニーズに対応するために急速な技術革新に適時対応し、新たな技術の導入やサービス機能の強化及び拡充を通じ、競合他社より有益な価値を提供し続けていく必要があります。しかしながら、保有するサービス及び技術等が陳腐化し、技術革新に適時対応することが遅れた場合、あるいは変化するユーザーのニーズに的確な対応ができなくなった場合等には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 通信ネットワークやコンピューターシステム障害について

当社グループの事業は、モバイル端末やPC等のコンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。当社グループのコンピューターシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、不正アクセス等による情報漏洩等が生じた場合やコンピューターウイルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

④ モバイル端末のOS提供事業者への対応について

当社グループは、AndroidやiOSといったOS（オペレーティングシステム）を搭載したモバイル端末向けに事業を展開しておりますが、当該OSに関する事故等によってサービスが提供できなくなった場合、または当該OS上でサービスを提供する際にOS提供事業者により課される条件やルール等の変更に対応するために多大な支出が必要となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

① 競合他社の動向について

当社グループが展開する企業の商品やサービスとそれに興味があるインフルエンサーをつなぐ『Lemon Square』、女性の「知りたい」を解決する動画ライフスタイルメディア『C CHANNEL』及び育児や家事、仕事に忙しいママが楽しく生活するための情報を動画中心に提供するメディア『mamas』に表示される広告は、常にユーザーに沿ったサービス内容、サイト構成、システム構築の改良を心がけておりますが、当社グループが行った改良がユーザーに受け入れられないものであった場合や、他社のサービスが当社グループのサービスより利便性が高く、ユーザーのニーズに対してより合致したサービスを先んじて開発された場合には、ユーザーが離れ、当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② サイト運営の健全性について

当社グループは、当社グループが運営する『Lemon Square』『C CHANNEL』『mamas』において、利用規約やガイドラインを策定し、サイト上に明示することによって、ユーザーの適切な利用を促すよう努めております。また、当社グループとして容認できない誹謗中傷、いやがらせ、知的財産権の侵害及び社会道徳・公序良俗に反する内容等の不適切な投稿を発見した場合には、当該投稿を削除するなど、一定の規制を実施することにより、

健全なサイト運営を維持しております。しかしながら、不適当な投稿や書き込みを当社グループが発見できなかった場合、あるいは発見が遅れた場合には、当社グループの運営するメディアに対するユーザーの支持低下等が生じる可能性があり、当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ eコマースについて

当社グループは、通信販売業者による広告を規制する「特定商取引」に関する法律に基づき、かかる広告の掲載に関する独自の基準を設定して自主規制をおこなっております。しかしながら、当社グループが運営するeコマースサイトでユーザーとの間に重大なトラブルが発生した場合、規約や約款の内容にかかわらず、当社グループが法的責任を問われる可能性があるなど、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 新規事業展開について

当社グループは、事業の拡大のために、国内海外を問わず、子会社設立、合併事業の展開、買収等を行っていく可能性がありますが、これらの投資は、現在の事業規模と比較して多額となる可能性があります。また、新規事業を開始する場合には、予期せぬ要因等によって計画どおりに事業に展開できない可能性もあり、これらの要因が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、投資先の事業の状況が当社グループに与える影響や、新規事業が当社グループに与える影響を確実に予測することは困難であり、予期せぬ要因が発生した場合、投資の回収ができず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 海外事業展開について

当社グループは、海外での事業展開と強化に経営資源を積極的に投入しております。しかしながら、グローバルな事業展開を行っていく上で、各国の法令、制度、政治・経済・社会情勢、文化・宗教・商慣習の違い、為替等をはじめとしたさまざまな潜在リスクが存在し、それらのリスクに対応ができない等により、事業推進が困難となった場合には、投資回収が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、海外グループ会社の現地通貨建てでの財務諸表を日本円に換算したうえで、連結財務諸表を作成しております。従って、為替相場の変動が当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 業務提携、M&Aについて

当社グループは、業務・資本提携、合併等を通じた事業の拡大に取り組んでおります。当社グループと連携先・合併先の持つ事業運営ノウハウ等を融合することにより、大きなシナジー効果を発揮することを目指しておりますが、当初見込んだ効果が発揮されない場合、またはこれらの提携先が解消された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、のれんの減損処理を行う必要があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) コンプライアンスに関するリスク

① 法規制について

当社グループの運営する各種サービスにおいて、「著作権法」「商標法」「不当景品類及び不当表示防止法」「特定商取引に関する法律」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」「個人情報の保護に関する法律」等をはじめとする日本国内の各種法令及び当社グループの海外拠点における諸外国の法制度・法令に関して、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の保護について

当社グループは、インターネット事業を通して各種の個人情報を保有しております。当社グループによる個人情報の取り扱いについては、日本において、「個人情報の保護に関する法律」が適用され、諸外国においては当該国の個人情報に関する法律が適用されます。当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えております。個人情報保護管理規程及び情報セキュリティ管理規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社グループに適用されるガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。しかしながら、外部からの不正アクセスや社内規程体制の瑕疵等により、個人情報が外部に流出した場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信

用の低下等により、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権について

当社グループは、運営するサイト等及びサービスの名称について必要に応じて商標登録をしております。当社グループが保有するそれらの知的財産の保護について、侵害されているおそれが生じた場合、顧問弁護士や特許事務所などと連携し、必要な措置を講じてまいります。また、商標権などの知的財産権を取得する場合は、十分な検証を行い、他社の知的財産権を侵害しないよう慎重に対応してまいります。しかしながら、当社グループが第三者が保持する知的財産権等を侵害した場合には、当該第三者より損害賠償請求及び使用差止請求等を提訴される可能性並びに当該知的財産権に関する対価の支払等が発生する可能性があるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 組織体制に関するリスク

① 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。当社グループでは、役員等内部関係者の不正行為等が発生しないよう、コンプライアンス規程を制定し、当社グループの役員等が遵守すべき法令、ルールを定めており、内部監査等により遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生するといった事態が生じた場合、事業の急速な拡大により内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人員確保と育成について

当社グループは、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、競争力のあるサービスを提供していくための、当社の社風にあった優秀な人員の確保と育成が不可欠と考えております。そのため、当社グループは、事業展開の計画に合わせて優秀な人材の採用及び社員の教育を行っていく方針ですが、当社の求める人材を計画に合わせて確保できない場合、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である森川亮は、当社の創業者であり、創業以来代表取締役社長を務めております。同氏は、インターネット関連ビジネス及びメディア関連ビジネスに関する豊富な経験と知識を有しており、当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループにおいては、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの代表取締役社長としての業務執行を継続することが困難となった場合には、現状においては当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社代表取締役社長森川亮氏から当社金融機関借入に対する債務保証を受けております。詳細につきましては、「第6 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項【関連当事者情報】」に記載しております。この債務被保証について保証料の支払いを行っておらず、また、金融機関との継続交渉により当該債務被保証を解消していく方針であります。

(5) 配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けしておりますが、創業して間もないことから、将来の事業展開と経営体質の強化のため内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等においては未定であります。

(6) 継続的な投資及び赤字計上について

当社グループは、継続的な成長のため海外展開の拡大と顧客数の増加及び優秀な人材獲得等の投資を積極的に進めてまいりました。当社グループのビジネスモデル上、継続的に当社グループのサービスを利用する顧客を増加させることで収益を積み上げ、投資回収を図る形態のため、経営成績は赤字となっております。今後も引き続き、事業投資は実施していく予定ですが、一方で営業黒字を定常的に創出するべく、各事業セグメントの黒字化に注力してまいります。しかしながら、想定通りに効果が得られない場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 海外に関するリスク

当社グループは、当社グループの事業とシナジー効果があると考えられる現地パートナーとの間で業務提携を行い、業績の進捗状況の確認を行っております。当社グループの連結売上高に占める割合は軽微ですが、各国の規制・制度変更や外交関係の悪化、政変や経済情勢の悪化、為替レートの変動などのリスクが内在しております。海外における事業に関してこれらのリスクが顕在化した場合には、投資回収が遅れたり、予期せぬ費用が発生して、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害、感染症等のリスク

地震、風水害などの自然災害により社屋・事務所・設備・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社グループに直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、新型インフルエンザやコロナウイルス等の感染症が想定を上回る規模で発生及び流行した場合、社会的な生産活動の停滞、日本市場の需要低下といった間接的な影響を受ける可能性があります。メディア事業においてはイベント自粛などに伴う広告宣伝費の減少、eコマース事業においては生産・物流の停止、海外事業においては現地パートナーの業績悪化など当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) その他について

① 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、各連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローとなっております。なお、当該重要事象等を改善するための対応等は、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（3）継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断いたしております。

② スtock・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員等に対するインセンティブを目的としたStock・オプション制度を導入しております。また、今後においてもStock・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。なお、当事業年度末現在における新株予約権による潜在株式数は454,000株であり、発行済株式数の1.58%に相当します。

③ 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2019年11月27日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、当連結会計年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を

経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面
 - (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合
甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。
- なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする 株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
- 甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
 - d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り、乙はあらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

詳細につきましては、「第6 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載されているとおりであります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は732,013千円で、前連結会計年度末に比べ1,153,857千円減少しております。主な変動要因は、商品及び製品723,575千円の減少、売掛金219,757千円の減少などであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は156,196千円で、前連結会計年度末に比べ103,259千円減少しております。主な変動要因は、投資その他の資産のその他91,489千円の減少などであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は532,723千円で、前連結会計年度末に比べ282,393千円減少しております。主な変動要因は、支払手形及び買掛金166,473千円の減少、未払金126,589千円の減少などであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は218,988千円で、前連結会計年度末に比べ1,005,381千円減少しております。主な変動要因は、長期借入金1,003,077千円の減少などであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は136,498千円で、前連結会計年度末に比べ30,657千円増加しております。主な変動要因は、利益剰余金76,055千円の増加、非支配株主持分45,964千円の減少などであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策

「第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】 (9) その他について ①継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、損益状況や資金繰りに関して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は

状況が存在しております。

ただし、「第3【事業の状況】 1【業績等の概況】 (3) 継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための改善策を実施していることから、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は47,954千円であり、その内訳をセグメントごとに示すと、次のとおりです。
なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

(1) メディア事業

当連結会計年度の主な設備投資は、ソフトウェアを中心とする総額47,479千円の投資を実施しました。
なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

(2) 海外事業

当連結会計年度の主な設備投資は、通信機器を中心とする総額474千円の投資を実施しました。
なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	全社	本社事務所	30,758	12	114,845	145,615	47 (55)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	全社	本社事務所	34,715

3. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の()は臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む)の年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年8月7日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	100,000,000	71,278,000	28,722,000	28,722,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	100,000,000	71,278,000	28,722,000	28,722,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第4回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2016年6月23日取締役会決議、2020年7月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年7月31日)
新株予約権の数（個）	75	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	50	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	75,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第5回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2016年6月23日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年7月31日)
新株予約権の数（個）	18	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	2	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第6回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2017年4月27日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年7月31日)
新株予約権の数（個）	15	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 行使条件はなし。

(2) 以下の場合には権利を喪失するものとする。

① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第7回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2017年5月25日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年7月31日)
新株予約権の数（個）	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第8回新株予約権（2016年6月22日定時株主総会決議及び2017年6月22日取締役会決議、2020年7月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年7月31日)
新株予約権の数（個）	67	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	67	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	67,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第9回新株予約権（2018年3月27日臨時株主総会決議及び2018年4月19日取締役会決議、2020年7月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年7月31日)
新株予約権の数（個）	112	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	82	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	112,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	700	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 700 資本組入額 350	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第10回新株予約権（2018年3月27日臨時株主総会決議及び2019年3月20日取締役会決議、2020年7月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年7月31日)
新株予約権の数（個）	128	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	108	110
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	128,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	700	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 700 資本組入額 350	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

第11回新株予約権（2018年3月27日臨時株主総会決議及び2019年3月20日取締役会決議、2020年7月22日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年7月31日)
新株予約権の数（個）	34	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	21	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	34,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	700	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 700 資本組入額 350	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。ただし、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他目的となる株式の数の調整を行う場合には、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整する。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

(2) また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

4. 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、当社は、割り当てた新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2021年6月25日 (注)	—	普通株式 28,722,000	△5,387,700	10,000	△3,436,451	1,959,748

(注) 2021年6月25日開催の定時株主総会において、資本金の額の減少及び資本剰余金の額の減少決議に基づくその他資本剰余金へ振替えております。また、振替後のその他資本剰余金を欠損填補に充当しております。

(6) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	21	5	—	15	41	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	208,180	13,820	—	65,220	287,220	—
所有株式数の割 合 (%)	—	—	—	72.48	4.81	—	22.71	100	—

(7) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸1丁目7-1	8,325,000	28.98
森川 亮	東京都港区	6,150,000	21.41
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目23-1 (ジャフコグループ株式会社内)	2,550,000	8.88
三枝 孝臣	東京都品川区	2,150,000	7.49
トランス・コスモス株式会社	東京都渋谷区東1丁目2-20号	1,340,000	4.67
LC Fund VII, L.P.	P.O. Box309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	990,000	3.45
B Dash Fund 2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 B Dash Ventures株式会社	東京都港区虎ノ門5丁目9-1	640,000	2.23
MSIVC2016V投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区京橋1丁目2-5 京橋TDビル4階	572,000	1.99
株式会社アイスタイル	東京都港区赤坂1丁目12番32号	480,000	1.67
グリーキャピタルマネジメント株式会社	東京都港区六本木6丁目11-1	480,000	1.67
株式会社ブランジスタ	東京都渋谷区桜丘町20番4号	480,000	1.67
株式会社MAKコーポレーション	東京都文京区大塚2丁目7-2	480,000	1.67
計	—	24,637,000	85.78

- (注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 上記大株主の状況に記載の当社代表取締役社長森川亮の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のONE STEP株式会社が保有する株式数5,950,000株(20.72%)を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 上記大株主の状況に記載の三枝孝臣の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社の株式会社IWA Iが保有する株式数1,600,000株(5.57%)を含めた実質所有株式数を記載しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,722,000	287,220	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	28,722,000	—	—
総株主の議決権	—	287,220	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

第4回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2016年6月23日（取締役会決議）	2020年7月22日（取締役会決議） （注3）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名（注）1	当社取締役 4名 当社従業員 1名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 2025年7月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名となっております。
2. 2025年7月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員1名となっております。
3. 当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

第5回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2016年6月23日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 5名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 2025年7月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の区分及び人数は、事業協力者4名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2017年4月27日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第7回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2017年5月25日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第8回新株予約権

決議年月日	2016年6月22日（定時株主総会決議）及び2017年6月22日（取締役会決議）	2020年7月22日（取締役会決議） （注）3
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 16名 子会社取締役 2名（注）1 子会社従業員 1名	当社従業員 4名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- （注） 1. 2025年7月31日現在、退職者による権利失効等により、すべて当社が保有しております。
 2. 2025年7月31日現在、退職者による権利失効等により、すべて当社が保有しております。
 3. 当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

第9回新株予約権

決議年月日	2018年3月27日（臨時株主総会決議）及び2018年4月19日（取締役会決議）	2020年7月22日（取締役会決議） （注）3
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 27名 子会社取締役 2名 子会社従業員 1名（注）1	当社従業員 14名 事業協力者 1名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- （注） 1. 2025年7月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名となっております。
 2. 2025年7月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、当社従業員3名、事業協力者2名となっております。
 3. 当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

第10回新株予約権

決議年月日	2018年3月27日（臨時株主総会決議）及び2019年3月20日（取締役会決議）	2020年7月22日（取締役会決議） （注）3
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 22名 （注）1	当社従業員 23名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- （注） 1. 2025年7月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員2名となっております。
2. 2025年7月31日現在、退職者による権利失効等により付与対象者の区分及び人数は、当社従業員2名となっております。
3. 当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

第11回新株予約権

決議年月日	2018年3月27日（臨時株主総会決議）及び2019年3月20日（取締役会決議）	2020年7月22日（取締役会決議） （注）2
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 子会社取締役 1名 子会社従業員 4名 事業協力者 2名 （注）1	当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- （注） 1. 2025年7月31日現在、退職者による権利失効により付与対象者の区分及び人数は、子会社従業員1名、事業協力者2名となっております。
2. 当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けしておりますが、創業して間もないことから、将来の事業展開と経営体質の強化のため内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金については、当社グループのさらなる成長のための投資及び財務体質と人員の拡充・育成をはじめとした事業基盤の強化のために活用する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期
決算年月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
最高(円)	700	700	700
最低(円)	700	700	700

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性12名 女性一名（役員のうち女性の比率—%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	森川 亮	1967年 1月13日	1989年 4月 日本テレビ放送網株式会社（現 日本テレビホールディングス株式 会社） 入社 2000年 2月 ソニー株式会社（現 ソニーグル ープ株式会社） 入社 2003年 5月 ハンゲームジャパン株式会社（現 Aホールディングス株式会社） 入社 2007年10月 ネイバージャパン株式会社（現 Aホールディングス株式会社） 代表取締役 2014年 5月 ONE STEP株式会社 代表取締役 （現任） 2014年 7月 当社 代表取締役社長（現任） 2015年 4月 株式会社マネーフォワード 取締 役 2015年 4月 株式会社ネオキャリア 取締役 2015年 4月 ナイル株式会社 取締役 2015年 4月 トークノート株式会社（現 Talknote株式会社） 取締役 2015年 4月 株式会社ネクスト（現 株式会社 LIFULL） 取締役 2015年 4月 株式会社AWS ホールディングス （現 株式会社ubicomホールディ ングス） 取締役 2015年 4月 アイエント株式会社 取締役 2015年 4月 Rodeo Interactive株式会社 取 締役 2015年 4月 株式会社U X F（現 株式会社 THE CROSS） 取締役 2015年 4月 Sansan株式会社 取締役 2016年 1月 スカイランドベンチャーズ株式会 社 取締役 2016年 4月 株式会社ストライプインターナシ ョナル 取締役 2016年11月 PT Media Makmur（現 PT C CHANNEL MEDIA INDONESIA） 取 締役（現任） 2017年 7月 株式会社マキシム 取締役 2017年 7月 C CHANNEL Korea Company Ltd. 取締役 2017年 9月 mysta株式会社 取締役 2017年12月 C Channel Taiwan Corporation董 事 2018年 3月 C Channel (Thailand) Co.,Ltd. 取締役 2018年 7月 上海露倩網絡信息有限公司 董事 2020年 2月 ネクストフューチャー合同会社 （現 合同会社NEXT FUTURE） 代 表社員（現任） 2021年 5月 上海露倩網絡信息有限公司 総経 理CEO・董事長・法定代表人（現 任） 2021年 5月 上海露倩廣告有限公司 総経理 CEO・執行董事・法定代表人（現 任）	(注) 3	(注) 6	6, 150, 000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	CTO	遠藤 禎士	1982年3月6日	2004年4月	ファストネット株式会社(現 キヤノンITソリューションズ株式会社) 入社	(注)3	(注)6	—
				2012年2月	ヤフー株式会社(現 LINEヤフー株式会社) 入社			
				2018年1月	株式会社ジャパンネット銀行(現 PayPay銀行株式会社) 出向			
				2020年1月	フォースバレー・コンシェルジュ株式会社 入社			
				2022年1月	当社 入社			
				2022年4月	当社 執行役員CTO 開発デザイン部長			
				2022年6月	mysta株式会社 取締役			
				2022年6月	当社 取締役CTO(現任)			
				2023年8月	株式会社マキシム 監査役			
				2023年9月	上海露倩網絡信息有限公司 監事(現任)			
				2023年9月	上海露倩广告有限公司 監事(現任)			
取締役	—	丹羽 歩	1983年1月30日	2006年4月	株式会社オールアバウト 入社	(注)3	(注)6	—
				2010年2月	株式会社ユーキャン 入社			
				2013年9月	株式会社リッチメディア(現 シェアリング・ビューティー株式会社) 入社			
				2018年8月	当社 入社			
					当社 執行役員 事業本部長兼インフルエンサー部長兼メディア運営部長			
				2020年1月	株式会社マキシム 取締役			
				2020年6月	当社 取締役(現任)			
				2022年3月	PT Media Makmur(現 PT C CHANNEL MEDIA INDONESIA) 代表取締役(現任)			
取締役	—	武藤 崇雄	1980年4月8日	2003年4月	株式会社エストール 入社	(注)3	(注)6	—
				2006年1月	株式会社ぼど(現 株式会社 Success Holders) 入社			
				2008年10月	株式会社NHN Japan(現 Aホールディングス株式会社) 入社			
				2013年5月	株式会社アイスタイル 入社			
				2014年4月	SK planet Japan株式会社 入社			
				2016年5月	当社 入社			
				2020年5月	当社 執行役員ママタス事業副本部長			
				2020年6月	当社 取締役(現任)			

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	—	榛葉 淳	1962年11月15日	1985年4月 株式会社ソフトバンク（現 ソフトバンクグループ株式会社）入社 2005年6月 ソフトバンクBB株式会社（現 ソフトバンク株式会社）取締役 2006年4月 ボーダフォン株式会社（現 ソフトバンク株式会社）常務執行役 2007年6月 ソフトバンクBB株式会社（現 ソフトバンク株式会社）取締役常務執行役員 2007年6月 ソフトバンク株式会社常務執行役員 2008年5月 福岡ソフトバンクホークス株式会社 取締役（現任） 2012年6月 ソフトバンク株式会社 取締役専務執行役員 2015年4月 同社 専務取締役 2015年5月 サイバーユニバーシティ株式会社 取締役 2015年9月 S Bパワー株式会社 取締役（現任） 2017年4月 ソフトバンク株式会社 代表取締役副社長兼COO 2017年4月 ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社（現 S Bペイメントサービス株式会社）代表取締役兼CEO（現任） 2017年4月 株式会社Tポイント・ジャパン 取締役 2017年4月 スポーツライブエンターテインメント株式会社 取締役 2017年9月 mysta株式会社 取締役 2017年10月 当社 取締役（現任） 2018年4月 ソフトバンク株式会社代表取締役副社長執行役員 兼 COO コンシューマ事業統括 兼 プロダクト&マーケティング統括 兼 渉外担当 2018年6月 PayPay株式会社 取締役（現任） 2019年12月 ソフトバンク株式会社 代表取締役副社長執行役員 兼 COO コンシューマ事業統括 兼 コンシューマ営業統括 兼 プロダクト&マーケティング統括 兼 渉外担当 2021年4月 ソフトバンク株式会社 代表取締役副社長執行役員 兼 COO コンシューマ事業統括（現任） 2022年10月 Bホールディングス株式会社 取締役（現任）	(注) 3	(注) 6	—
取締役	—	朴 燦成	1973年7月16日	2001年5月 アクセンチュア株式会社 入社 2005年9月 Legend Capital Management Co., Ltd. 入社 2018年4月 Legend Capital Management Co., Ltd. Managing Director 2018年6月 当社 取締役（現任） 2023年10月 Legend Capital Management Co., Ltd. Co-CIO（現任）	(注) 3	(注) 6	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	—	三神 正樹	1959年2月14日	1982年4月 株式会社博報堂 入社 2010年4月 同社 執行役員 2011年4月 株式会社博報堂DYメディアパート ナーズ 執行役員 2012年6月 デジタル・アドバタイジング・コ ンソーシアム株式会社 取締役 2012年12月 アイレップ株式会社 取締役 2016年4月 株式会社博報堂 常務執行役員 兼 株式会社博報堂DYメディアパ ートナーズ 常務執行役員 2021年6月 デジタル・アドバタイジング・コ ンソーシアム株式会社 常勤監査 役 2021年11月 データビズラボ株式会社 取締役 2022年6月 当社 取締役 (現任) 2022年12月 株式会社サイカ 執行役員SVP of Product Strategy	(注) 3	(注) 6	—
取締役	—	小田 玄紀	1980年9月6日	2002年8月 有限会社ソーシャルベンチャーキャ ピタルアソシエーション 代表 取締役 (現任) 2004年4月 フードディスカバリー株式会社 取締役経営戦略室室長 2011年1月 一般社団法人アショカジャパン アショカ・アライアンス・パート ナー 2012年6月 株式会社リミックスポイント 取 締役 2016年3月 株式会社ビットポイント (現 株 式会社ビットポイントジャパ ン) 代表取締役副社長 2016年7月 株式会社リミックスポイント 代 表取締役 2016年12月 株式会社ビットポイントジャパン 代表取締役社長 (現任) 2022年6月 当社 取締役 (現任) 2022年9月 SBIクリプトアセットホールディ ングス株式会社 代表取締役副会 長 (現任) 2023年6月 一般社団法人日本暗号資産取引業 協会 代表理事 (現任) 2023年7月 SBI Ripple Asia株式会社 取締 役 (現任) 2023年7月 SBI R3 Japan株式会社 取締役 (現任) 2023年8月 JSMCホールディングス株式会社 取締役 (現任) 2024年2月 B2C2 LTD 取締役 (現任)	(注) 3	(注) 6	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	—	角田 耕一	1985年11月29日	2011年2月 2014年1月 2017年8月 2018年4月 2022年6月 2022年9月	クレディ・スイス証券株式会社 入社 株式会社マナボ（現 SATT AI ラボ株式会社） 入社 株式会社ヤブリ 執行役員CFO 株式会社ヤブリ 取締役CFO 当社 取締役（現任） 株式会社INFORICH 取締役（現 任）	(注) 3	(注) 6	—
監査役 (常勤)	—	石井 龍夫	1956年12月8日	1980年3月 2000年4月 2003年7月 2004年1月 2006年4月 2006年4月 2010年5月 2012年4月 2014年4月 2017年6月 2018年6月 2019年9月	花王石鹼株式会社（現 花王株式 会社） 入社 同社 ビューティケア事業本部事 業企画部部長 同社 メディア部門インターネット 推進室長 同社 作成部門インターネット推 進室長 同社 作成部門Web作成部長 花王映像制作株式会社 監査役 花王クリエイティブハウス株式会 社 代表取締役社長 花王株式会社 メディア企画部門 デジタルコミュニケーションセン ター長 同社 マーケティング開発部門デ ジタルマーケティングセンター長 当社 監査役（現任） mysta株式会社 監査役 早稲田大学大学院 非常勤講師	(注) 4	(注) 6	—
監査役	—	上野 亨	1973年8月14日	1997年4月 1999年5月 2015年2月 2015年11月 2016年5月 2016年8月 2019年4月 2020年3月 2023年1月	ソフトバンク株式会社（現 ソフ トバンクグループ株式会社） 入 社 イー・トレード証券株式会社（現 株式会社SBI証券） 転籍 株式会社うえる 代表取締役（現 任） 当社 監査役（現任） 株式会社ハロネット（現 株式会 社SFIDA X） 取締役（現任） 株式会社Payment Technology 代 表取締役（現任） 株式会社ラフル 取締役（現 任） ベース株式会社 取締役（現任） 株式会社フォーシス アンド カン パニー 取締役（現任）	(注) 4	(注) 6	—

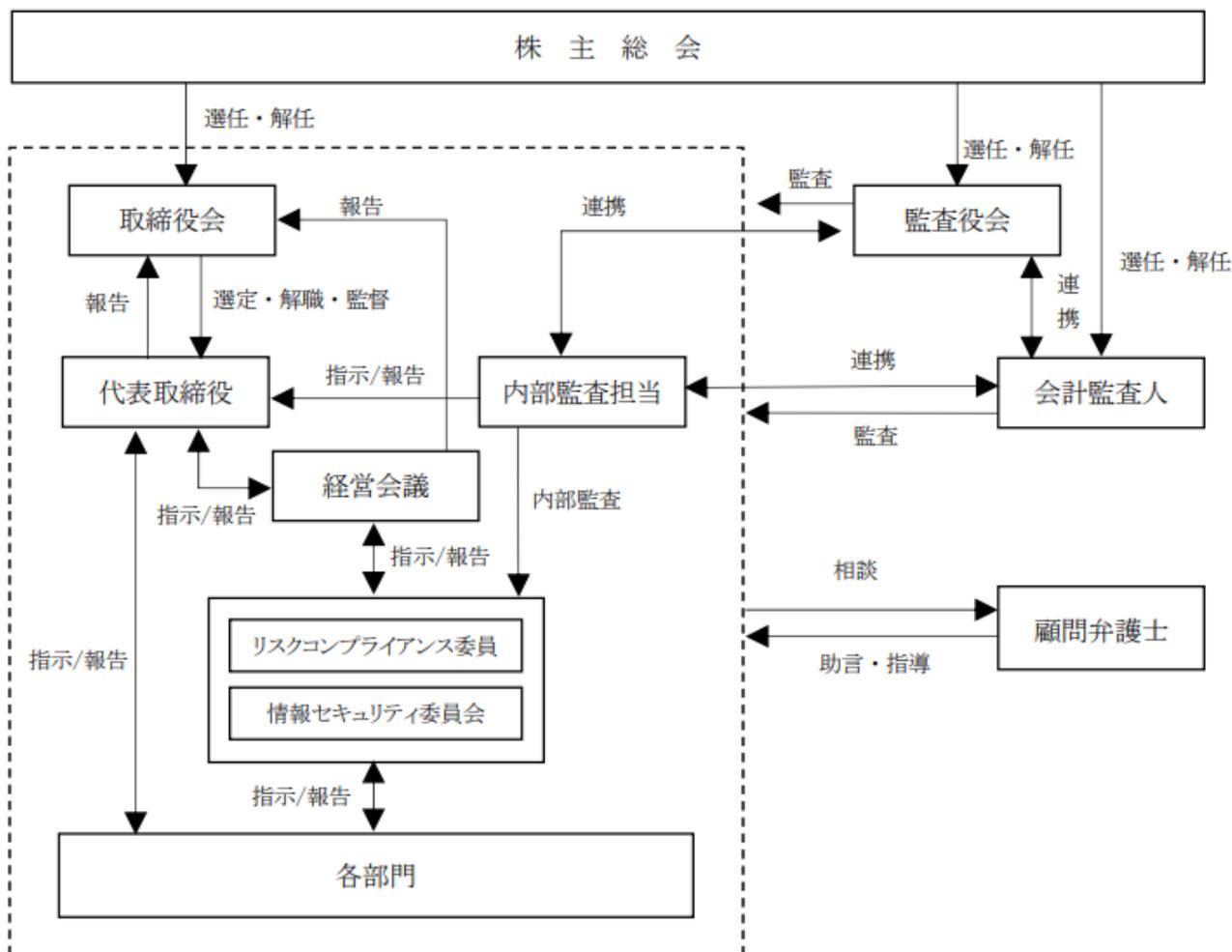
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	—	椎名 茂	1964年5月10日	1991年10月 日本電気株式会社 入社 1999年5月 KPMGグローバルソリューション株式会社 (現 PwCコンサルティング合同会社) 入社 2007年7月 ベリングポイント株式会社 (現 PwCコンサルティング合同会社) 常務執行役員 2009年5月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社 (現 PwCコンサルティング合同会社) 常務執行役員 2012年7月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社 (現 PwCコンサルティング合同会社) 代表取締役社長 2016年6月 KPMGコンサルティング株式会社 代表取締役副社長 2019年4月 慶應義塾大学理工学部 訪問教授 2019年10月 日本障害者スキー連盟 会長 2020年3月 Digital Entertainment Asset Pte. Ltd. CEO 2020年6月 株式会社ミクニ 社外取締役 (現任) 2021年3月 株式会社ホットリンク 取締役 (現任) 2021年6月 当社 監査役 (現任) 2021年8月 株式会社TAKARA & COMPANY 取締役 (現任) 2022年8月 マーヴェリック株式会社 代表取締役 (現任)	(注) 4	(注) 6	—
計							6, 150, 000

- (注) 1. 取締役 榛葉淳、朴俊成、三神正樹、小田玄紀及び角田耕一は、社外取締役であります。
2. 監査役 石井龍夫、上野亨及び椎名茂は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年6月20日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年6月23日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長森川亮の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるONE STEP株式会社が所有する株式数を含んでおります。
6. 2025年3月期における役員報酬の総額は66,836千円を支給しております。
7. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
- 執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

役職名	氏名
執行役員 営業部部长	石野 泰祐
執行役員 経営企画部部长	金丸 智好

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、継続企業として収益を拡充し、株主利益を最大化するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠なものと認識しております。具体的には、取締役会、監査役会、内部監査及び会計監査人を通じて、適法性の確保及び不正防止のための体制、リスク管理体制及びタイムリーなディスクロージャー体制の確立等を行っております。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、9名の取締役（うち社外取締役5名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、定例監査役会を月1回開催するほか、必要がある場合に臨時監査役会を開催しております。また、監査役会は、監査計画の策定、監査に関する諸規程の制定、監査業務の分担等の決定及び監査報告作成の協議等を行っており、加えて、監査役相互の情報連絡を確認する場としても機能しております。

なお、監査役3名は、いずれも社外監査役であります。

ハ. 会計監査の状況

当社は、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。業務を執行した公認会計士は浦上卓也及び山下大輔の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士1名その他9名であります。

また、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、内部監査担当者（2名）が主管として、業務を監査しております。つぎに内部監査担当者の監査は、業務部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管として内部監査担当者が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は15名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑫ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑬ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は5名及び社外監査役は3名を選任しております。

社外取締役榛葉淳氏はソフトバンク株式会社の代表取締役副社長執行役員兼COOであり、当社は同社との間で通信システム等に関する取引がありますが、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。

また、同社は、当社の大株主であり、2025年3月31日現在における所有株式数等は、上記「1 株式等の状況（6）大株主の状況」において記載のとおりであります。

また、SBペイメントサービス株式会社の代表取締役兼CEOであり、当社は同社との間で決済代行業務の委託等の取引がありますが、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。また、PayPay株式会社の取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間には重要な取引関係その他利害関係はないほか、社外取締役個人も直接利害関係を有していません。

同氏は、長年企業経営者として培った経験と高い見識を有しておられ、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役朴煥成氏は、Legend Capital Management Co., Ltd.のCo-CIOを兼任しております。他社において豊富な経験と幅広い知識を有しておられ、当社の経営に活かすための助言提言をいただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役三神正樹氏は、デジタルマーケティングに関する豊富な経験・知見を有しておられ、当社のマーケティング戦略の策定及び実行を加速させるための助言提言をいただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役小田玄紀氏は、SBIクリプトアセットホールディングス株式会社の代表取締役副会長、株式会社ビットポイントジャパンの代表取締役、一般社団法人日本暗号資産取引業協会の代表理事、SBI Ripple Asia株式会社、SBI R3 Japan株式会社、JSMCホールディングス株式会社、B2C2 LTDの取締役を兼任しております。事業再生に関する豊富な経験、課題発見と解決策のセッティングにおける深い知見を有しておられ、当社の事業拡大に活かすための助言提言をいただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役角田耕一氏は、株式会社INFORICHの取締役を兼任しております。金融業界及び企業財務における経験・知見を有しておられ、当社の企業価値の向上に活かすための助言提言をいただきたく、社外取締役として招聘しております。

社外取締役朴煥成氏、小田玄紀氏、角田耕一氏及び同氏の兼務先と当社との間には人的関係、資金的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役石井龍夫氏、上野亨氏、椎名茂氏及び同氏の兼務先と当社との間には人的関係、資金的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。3名は、長年の企業経営や監査実務の経験から培われた優れた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かすとともに、公平・中立な立場から経営を監査・監督していただくため、社外監査役として選任しております。

社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を強化しており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑭ 役員の報酬等

a. 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	45,236	45,236	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	21,600	21,600	—	—	8

b. 発行者の役員ごとの連結報酬の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項のうち重要なものはありません。

d. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬額の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役協議によりそれぞれ決定しております。

e. 期末現在の人員数は取締役9名、監査役3名であります。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	21,000	—	17,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	21,000	—	17,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、規模及び業務の特性等を勘案のうえ決定しています。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応する事ができる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加等積極的な情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	446,793	261,600
売掛金	537,854	318,096
商品及び製品	797,850	74,274
仕掛品	3,527	1,714
貯蔵品	11,292	34
その他	94,692	80,140
貸倒引当金	△6,138	△3,846
流動資産合計	1,885,871	732,013
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	42,519	30,758
工具、器具及び備品（純額）	3,314	1,056
有形固定資産合計	※1 45,834	※1 31,814
無形固定資産		
ソフトウェア	87,166	104,432
その他	1,430	—
無形固定資産合計	88,596	104,432
投資その他の資産		
繰延税金資産	13,585	—
その他	111,439	39,419
貸倒引当金	—	△19,469
投資その他の資産合計	125,025	19,949
固定資産合計	259,456	156,196
資産合計	2,145,327	888,210

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	270,048	103,574
短期借入金	50,000	—
1年内返済予定の長期借入金	168,001	312,676
1年内償還予定の社債	—	5,000
未払金	198,776	72,186
未払法人税等	1,648	903
賞与引当金	21,400	—
ポイント引当金	6,818	—
その他	※2 98,424	※2 38,383
流動負債合計	815,117	532,723
固定負債		
社債	47,000	67,900
長期借入金	1,130,401	127,324
資産除去債務	28,129	18,527
繰延税金負債	5,522	5,237
その他	13,315	—
固定負債合計	1,224,369	218,988
負債合計	2,039,486	751,712
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	1,802,851	1,802,851
利益剰余金	△1,753,539	△1,677,484
株主資本合計	59,312	135,367
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△8,186	△3,868
その他の包括利益累計額合計	△8,186	△3,868
新株予約権	8,750	5,000
非支配株主持分	45,964	—
純資産合計	105,840	136,498
負債純資産合計	2,145,327	888,210

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	5,769,063	1,991,343
売上原価	※1 2,783,119	※1 943,367
売上総利益	2,985,944	1,047,975
販売費及び一般管理費	※2 3,208,011	※2 1,112,579
営業損失(△)	△222,066	△64,604
営業外収益		
受取利息	126	280
受取配当金	2	2
為替差益	3,959	—
業務受託料	450	200
受取手数料	3,279	—
助成金収入	3,898	—
その他	1,183	1,748
営業外収益合計	12,900	2,230
営業外費用		
支払利息	16,377	7,852
持分法による投資損失	—	15,423
支払手数料	3,997	2,894
その他	2,249	3,973
営業外費用合計	22,624	30,143
経常損失(△)	△231,790	△92,516
特別利益		
固定資産売却益	※3 224	—
新株予約権戻入益	※4 4,250	※4 3,750
関係会社株式売却益	—	※5 167,862
特別利益合計	4,474	171,612
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△227,316	79,095
法人税、住民税及び事業税	2,877	3,326
法人税等調整額	△887	△285
法人税等合計	1,989	3,040
当期純利益又は当期純損失(△)	△229,305	76,055
非支配株主に帰属する当期純利益	5,060	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△234,366	76,055

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△229,305	76,055
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△4,671	4,317
その他の包括利益合計	* △4,671	* 4,317
包括利益	△233,977	80,372
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△239,037	80,372
非支配株主に係る包括利益	5,060	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	10,000	1,802,851	△1,519,173	293,678
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△234,366	△234,366
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△234,366	△234,366
当期末残高	10,000	1,802,851	△1,753,539	59,312

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△3,514	△3,514	13,000	40,904	344,068
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	—	—	△234,366
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,671	△4,671	△4,250	5,060	△3,861
当期変動額合計	△4,671	△4,671	△4,250	5,060	△238,227
当期末残高	△8,186	△8,186	8,750	45,964	105,840

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	10,000	1,802,851	△1,753,539	59,312
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	76,055	76,055
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	76,055	76,055
当期末残高	10,000	1,802,851	△1,677,484	135,367

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△8,186	△8,186	8,750	45,964	105,840
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	76,055
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,317	4,317	△3,750	△45,964	△45,397
当期変動額合計	4,317	4,317	△3,750	△45,964	30,657
当期末残高	△3,868	△3,868	5,000	—	136,498

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△227,316	79,095
減価償却費	29,361	30,191
関係会社株式売却益	—	△167,862
新株予約権戻入益	△4,250	△3,750
固定資産売却益	△224	—
業務受託料	△450	△200
助成金収入	△3,898	—
受取手数料	△3,279	—
支払手数料	3,997	2,894
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△781	19,578
賞与引当金の増減額(△は減少)	20	—
ポイント引当金の増減額(△は減少)	△390	—
受取利息及び受取配当金	△128	△282
支払利息	16,377	7,852
売上債権の増減額(△は増加)	91,644	△46,628
棚卸資産の増減額(△は増加)	139,192	1,827
仕入債務の増減額(△は減少)	△55,505	△7,637
その他	33,990	△36,534
小計	18,358	△121,455
利息及び配当金の受取額	128	282
利息の支払額	△14,827	△7,311
助成金の収入額	3,898	—
業務受託料の収入額	400	200
受取手数料の収入額	3,279	—
法人税等の支払額	△2,836	△3,294
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,400	△131,579
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△782	△474
有形固定資産の売却による収入	224	—
無形固定資産の取得による支出	△34,034	△44,463
敷金及び保証金の差入による支出	△5,301	—
敷金及び保証金の回収による収入	5,178	—
長期前払費用の取得による支出	△4,856	—
関係会社株式の売却による収入	—	108,505
貸付による支出	—	△3,494
貸付金の回収による収入	—	750
その他	△46	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△39,618	60,822
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	40,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△175,707	△236,800
社債の発行による収入	44,009	27,030
社債の償還による支出	△1,006	△3,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△92,704	△113,270

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び現金同等物に係る換算価額	2,834	△1,166
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△121,087	△185,193
現金及び現金同等物の期首残高	567,880	446,793
現金及び現金同等物の期末残高	※ 446,793	※ 261,600

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA

上海露倩網絡信息有限公司

なお、当連結会計年度において、連結子会社でありました株式会社マキシムの株式売却に伴い、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

当連結会計年度において、持分法適用会社でありましたmy s t a株式会社の株式譲渡に伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT CCHANNEL MEDIA INDONESIAと上海露倩網絡信息有限公司の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

②棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a 商品及び製品

主として月別総平均法

b 仕掛品

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ ポイント引当金

顧客に売上時に付与したものの以外のポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積もることができる将来引換見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しており、変動対価は含んでおりません。また、取引の対価は履行義務を充足してから概ね2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① メディア事業

メディア事業については、主に広告サービス、インフルエンサーマーケティングサービスであります。

主な履行義務は、顧客からの依頼に基づいて広告動画を作成し、メディアへ出稿することです。

広告サービスに関しては、主にメディアへの出稿や動画等の納品がなされた時点で、インフルエンサーマーケティングサービスに関しては、主にインフルエンサーのメディアへの投稿により、当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益及び費用を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総額表示しております。

なお、通常の支払期限は納品後又は投稿後2か月以内です。

② 海外事業

海外事業については、主に中国における越境EC等です。顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総額表示しております。売上時に顧客にポイントが付与される場合は別個の履行義務として認識し、追加的な財又はサービスが顧客に移転した時点、又はその行使期限が終了した時点で収益を認識しております。

なお、通常の支払期限は顧客に財又はサービスが移転した時点から2か月以内です。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の機首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、無形固定資産の「その他」に含めて表示していた「ソフトウェア」は、当連結会計年度において、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、無形固定資産の「その他」に表示していた88,596千円は、「ソフトウェア」87,166千円、「その他」1,430千円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	39,282千円	11,145千円

※2 その他のうち契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)3.(1)契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

※1 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産の評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	8,003千円	一千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
外注費	705,769千円	103,532千円
支払手数料	780,405	215,425
給料及び手当	641,448	364,336
賞与引当金繰入額	63,530	—
貸倒引当金繰入額	△781	108
退職給付費用	4,072	3,243
ポイント引当金繰入額	△390	—

※3 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
工具、器具及び備品	224千円	一千円

※4 新株予約権戻入益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
ストックオプションの権利失効による戻入益	4,250千円	3,750千円

※5 関係会社株式売却益

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当連結会計年度において計上した関係会社株式売却益は、当社の連結子会社であった株式会社マキシムの全株式を譲渡したことによるものであります。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△4,671千円	4,317千円
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	△4,671	4,317
法人税等及び税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△4,671	4,317
その他の包括利益合計	△4,671	4,317

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	28,722,000	—	—	28,722,000
合計	28,722,000	—	—	28,722,000

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションとしての新株予約権 (自己新株予約権)	—	—	—	—	—	8,750 (50,950)
合計		—	—	—	—	—	8,750

(注) 1. 自己新株予約権については、() 外書きにより表示しております。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	28,722,000	—	—	28,722,000
合計	28,722,000	—	—	28,722,000

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストックオプションとしての新株予約権（自己新株予約権）	—	—	—	—	—	5,000 (54,700)
合計		—	—	—	—	—	5,000

(注) 1. 自己新株予約権については、() 外書きにより表示しております。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	446,793千円	261,600千円
現金及び現金同等物の期末残高	446,793	261,600

※2 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳
株式の売却により株式会社マキシムが連結子会社でなくなったことに伴う売却除外時の資産及び負債の
主な内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	1,206,306千円
固定資産	262,265
流動負債	△560,560
固定負債	△729,908
非支配株主持分	△45,964
関係会社株式売却益	167,862
株式の売却価額	300,000
現金及び現金同等物	△191,494
差引：売却による収入	108,505

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借契約に伴うものであり、信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署・グループ会社の報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなど流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価額のない株式等は、次表には含めておりません（（注）2を参照ください。）。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債	47,000	46,718	△281
(2) 長期借入金 (※2)	1,298,402	1,283,556	△14,845
負債計	1,345,402	1,330,274	△15,127

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等は短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債 (※2)	72,900	71,976	△923
(2) 長期借入金 (※3)	440,000	437,440	△2,559
負債計	512,900	509,416	△3,483

- (※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等は短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。
- (※2) 1年内償還予定の社債を含めております。
- (※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	446,793	—	—	—
売掛金	537,854	—	—	—
合計	984,647	—	—	—

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	261,600	—	—	—
売掛金	318,096	—	—	—
合計	579,696	—	—	—

2. 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
社債	—	6,500	27,500	13,000	—	—
長期借入金	168,001	456,499	128,494	88,960	78,960	377,488
合計	218,001	462,999	155,994	101,960	78,960	377,488

(注) 長期借入金は、1年以内返済予定のものを含んでおります。

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	5,000	35,700	19,200	13,000	—	—
長期借入金	312,676	18,012	18,012	18,012	18,012	55,276
合計	317,676	53,712	37,212	31,012	18,012	55,276

(注1) 社債は1年以内償還予定のものを含んでおります。

(注2) 長期借入金は、1年以内返済予定のものを含んでおります。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価

の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定
 に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ
 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（※1）	—	46,718	—	46,718
長期借入金（※2）	—	1,283,556	—	1,283,556
負債計	—	1,330,274	—	1,330,274

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(※1) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに
 割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(※2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定して
 おり、レベル2の時価に分類しております

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（※1）	—	71,976	—	71,976
長期借入金（※2）	—	437,440	—	437,440
負債計	—	509,416	—	509,416

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(※1) 社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに
 割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(※2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定して
 おり、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度（自 2023年4月1日至 2024年3月31日）4,072千
 円、当連結会計年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）3,243千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
新株予約権戻入益	4,250千円	3,750千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	事業協力者 4名	事業協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 5,000株	普通株式 16,000株	普通株式 15,000株
付与日	2016年6月23日	2016年6月23日	2017年4月27日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	事業協力者 1名	—	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 5,000株	普通株式 1株	普通株式 15,000株
付与日	2017年5月26日	2017年6月22日	2018年4月19日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名	子会社従業員 1名 事業協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 14,000株	普通株式 14,000株
付与日	2019年3月20日	2019年3月20日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日

	第4回新株予約権（注）3	第8回新株予約権（注）3	第9回新株予約権（注）3
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	—	当社従業員 3名 事業協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 25,000株	普通株式 1株	普通株式 15,000株
付与日	2020年8月31日	2020年8月31日	2020年8月31日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2019年7月1日 至 2026年5月31日	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日

	第10回新株予約権（注）3	第11回新株予約権（注）3
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 6,000株	普通株式 2,000株
付与日	2020年8月31日	2020年8月31日
権利確定条件	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日	自 2020年4月1日 至 2027年3月31日

- （注）1. 株式数に換算して記載しております。なお、2016年6月22日付で普通株式1株につき10株、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
2. 「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
3. 2020年8月31日に当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利確定前 (株)								
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)								
前連結会計年度末	5,000	16,000	15,000	5,000	5,000	15,000	17,000	14,000
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—	—
失効(注)2	—	—	—	—	5,000	—	3,000	3,000
未行使残	5,000	16,000	15,000	5,000	—	15,000	14,000	11,000

	第4回 新株予約権 (注)3	第8回 新株予約権 (注)3	第9回 新株予約権 (注)3	第10回 新株予約権 (注)3	第11回 新株予約権 (注)3
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	30,000	5,000	17,000	9,000	2,000
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効(注)2	10,000	5,000	2,000	3,000	—
未行使残	20,000	—	15,000	6,000	2,000

- (注) 1. 2016年6月22日付で普通株式1株につき10株、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
2. 失効は新株予約権者の退職により権利を行使することができなくなった部分であり、未行使残より除いておりますが、失効とした新株予約権は一部当社が自己新株予約権として取得し、保有しております。
3. 2020年8月31日に当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

② 単価情報

1. 株式の公開前に付与したストック・オプション

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利行使価格 (円)	450	450	450	450	450	700	700	700
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 2016年6月22日付で普通株式1株につき10株、2020年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

2. 株式の公開後に付与したストック・オプション

	第4回 新株予約権 (注)	第8回 新株予約権 (注)	第9回 新株予約権 (注)	第10回 新株予約権 (注)	第11回 新株予約権 (注)
権利行使価格 (円)	450	450	700	700	700
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	250	250	—	—	—

(注) 2020年8月31日に当社が保有する自己新株予約権を付与したものであります。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

②-1のストック・オプションについては、ストック・オプションの付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

②-2のストック・オプションについては、付与日に権利が確定していることから、付与日の株価に基づいて公正な評価単価の見積りを行っております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 11,500千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	2,318千円	一千円
商品評価損	2,721	—
貸倒引当金	7,927	482
資産除去債務	9,540	6,432
減損損失	53,475	311
税務上の繰越欠損金(注)2	3,114,492	3,321,030
その他	18,438	8,495
繰延税金資産小計	3,208,913	3,336,752
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	△3,114,492	△3,321,030
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	△80,835	△15,721
評価性引当額小計(注)1	△3,195,327	△3,336,752
繰延税金資産合計	13,585	—
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△5,522	△5,237
繰延税金負債合計	△5,522	△5,237
繰延税金資産純額	8,062	△5,237

(注) 1. 前連結会計年度において、評価性引当額が73,175千円増加しております。この増加の主な内容は、当社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を60,514千円追加的に認識したことに伴うものであります。当連結会計年度において、評価性引当額が137,513千円増加しております。この増加の主な内容は、当社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を256,314千円追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(※)	193,909	621,479	732,624	458,278	469,366	632,009	3,107,667
評価性引当額	△193,909	△621,479	△732,624	△458,278	△469,366	△632,009	△3,107,667
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(※)	638,439	755,570	477,062	486,943	204,735	758,279	3,321,030
評価性引当額	△638,439	△755,570	△477,062	△486,943	△204,735	△758,279	△3,321,030
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	34.72%
評価性引当額の増減		△28.58%
その他		△2.29%
税効果会計適用の法人税等の負担率		3.85%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.8%から34.7%に変更し計算しております。

なお、当該税率変更による財務諸表への影響は軽微であります

(企業結合等関係)

(株式譲渡)

1. 株式譲渡の概要

当社は2024年6月4日開催の取締役会決議に基づき、2024年6月12日付で当社の連結子会社である株式会社マキシムの株式を、フジスター株式会社へ譲渡いたしました。

- (1) 譲渡先企業の名称

フジスター株式会社

- (2) 譲渡した子会社の名称及び事業の内容

名称 株式会社マキシム

事業の内容 アパレル・ファッションブランド『KOBE LETTUCE』の展開

- (3) 株式譲渡を行った理由

C Channel グループは、「誰もが自分らしく輝ける機会を創る」というビジョンのもと、個人の発信を応援する事業として SNS 上で影響力を持つインフルエンサーのマッチングやマネジメントサービスを手掛けるインフルエンサーマーケティング事業を実施しております。

株式会社マキシムは当社グループ企業として、両社間での緊密な連携の下、様々な実例を生み出すことが出来ました。今後はより大きな枠組みの中での重要なパートナーの1社として引き続き提携しつつ、本件株式譲渡によって得られた資金を元に、今後はアジアのインフルエンサー領域の事業に選択と集中を行い成長してまいります。

- (4) 株式譲渡日

2024年6月12日(みなし譲渡日 2024年4月1日)

- (5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

- (1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 167,862千円

- (2) 株式譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,206,306千円
固定資産	262,265千円
資産合計	1,468,571千円

流動負債	560,560千円
固定負債	729,908千円
負債合計	1,290,469千円

- (3) 会計処理

当該譲渡株式の売却額と連結上の帳簿価額との差額を「関係会社株式売却益」に計上しております。

3. 株式譲渡した事業が含まれていた報告セグメント
 - e コマース事業

4. 当連結会計期間に係る当連結損益計算書に計上されている株式譲渡した事業に係る損益の概算額
当連結会計期間の期首をみなし譲渡日としているため、当連結会計期間の連結損益計算書には株式譲渡した事業に係る損益は含まれておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社の本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社の本社に係る資産除去債務においては、使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	28,010千円	28,129千円
時の経過による調整額	118	111
連結除外による減少(注)	—	△9,713
期末残高	28,129	18,527

(注) 当連結会計年度における「連結除外による減少額」は株式会社マキシムを連結の範囲から除外したことによる減少であります

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位: 千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
契約負債	14,512	15,156

(注) 1. 契約負債は連結貸借対照表上流動負債「その他」に計上しております。

2. 契約負債は顧客からの前受金に関連するものです。

3. 当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識されています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役

役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループは、事業活動の特徴、法的規制等を考慮した経営管理上の区分によって、「メディア事業」及び「海外事業」の2つを報告セグメントとしております。

「メディア事業」は、国内において企業向けに動画の企画・制作・配信を行うサービス等を主な業務としております。「海外事業」は、アジアを中心に『C CHANNEL』事業の海外展開を主な業務としております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	メディア事業	eコマース事業	海外事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,312,937	3,967,364	488,762	5,769,063	—	5,769,063
セグメント間の内部売上高又は振替高	15,301	24,639	—	39,940	△39,940	—
計	1,328,238	3,992,003	488,762	5,809,004	△39,940	5,769,063
セグメント利益又は損失(△)	173,572	9,875	△36,698	146,748	△368,815	△222,066
その他の項目						
減価償却費	19,567	6,259	881	26,708	2,653	29,361

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△368,815千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。その他の項目の減価償却費の調整額は全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産及び負債は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないため記載は省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	メディア事業	海外事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,450,020	541,323	1,991,343	—	1,991,343
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	104,813	104,813	△104,813	—
計	1,450,020	646,136	2,096,156	△104,813	1,991,343

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	メディア事業	海外事業	計		
セグメント利益又は損失 (△)	313,418	△22,392	291,025	△355,629	△64,604
その他の項目 減価償却費	27,176	488	27,664	2,526	30,191

- (注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△355,629千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。その他の項目の減価償却費の調整額は全社費用であります。
2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
3. セグメント資産及び負債は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないため記載は省略しております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは、報告セグメントを従来「メディア事業」、「eコマース事業」及び「海外事業」の3区分としておりました。「eコマース事業」は当社の連結子会社であった株式会社マキシムが運営しておりましたが、2024年6月12日付で株式会社マキシムの全株式を譲渡し、連結の範囲から除外しております。これに伴い、当連結会計年度において「eコマース事業」を報告セグメントから除外しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	インドネシア	合計
1,450,020	395,137	146,185	1,991,343

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)
その他の関係会社の子会社	LINEヤフー株式会社	東京都千代田区	248,144	インターネット広告事業、イーコマース事業及び会員サービス事業などの展開並びにグループ会社の経営管理業務等	なし
	株式会社ZOZO	千葉県千葉市稲毛区	1,359	Eコマース事業等	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
インターネット広告の委託	インターネット広告の委託	—	未払金	833
商品等の販売・業務受託、広告サービス等受託	エンドユーザーへの販売に関する決済代行業務の委託、広告サービスの受託	— (注) 2	売掛金	43,798

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

決済代行業務の委託につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載していません。

(2) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者等

該当事項はありません。

(3) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
当社役員	森川 亮	—	—	当社代表取締役	(被所有) 21.41 (注) 1	資金の調達被債務保証	銀行借入に対する被債務保証(注) 2	100	—	—

(注) 1. 当社代表取締役社長森川亮の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のONE STEP株式会社が保有する株式数5,950,000株 (20.72%) を含めた実質所有株式数を記載しております。

2. 金融機関からの借入について債務保証を受けております。取引金額については、保証債務の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者等

該当事項はありません。

(3) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
当社役員	森川 亮	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 21.41 (注) 1	資金の調達 被債務保証	銀行借入に対する被債務保証(注) 2	100	—	—

- (注) 1. 当社代表取締役社長森川亮の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のONE STEP株式会社が保有する株式数5,950,000株(20.72%)を含めた実質所有株式数を記載しております。
2. 金融機関からの借入について債務保証を受けております。取引金額については、保証債務の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1.78円	4.58円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△8.16円	2.65円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	2.61円

(注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失(△)であるため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△234,366	76,055
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△234,366	76,055
期中平均株式数(株)	28,722,000	28,722,000
(うち普通株式数(株))	(28,722,000)	(28,722,000)
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株式に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加額(株)	964,000	454,000
(うち新株予約権(株))	(964,000)	(454,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	105,840	136,498
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	54,714	5,000
(うち新株予約権(千円))	(8,750)	(5,000)
(うち非支配株主持分(千円))	(45,964)	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	51,125	131,498
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	28,722,000	28,722,000

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、2025年8月4日に開催された臨時取締役会において、運転資金の確保を目的として取引金融機関より以下の借入を行うことを決議し、同年10月に実行する予定であります。

- | | |
|---------|------------------------|
| ①借入金額 | 300百万円 |
| ②借入実行日 | 2025年10月 (予定) |
| ③借入期間 | 5年間 (2025年12月より毎月返済予定) |
| ④担保等の有無 | 無 |

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
C Channel株式会社	第1回無担保社債	2023年4月13日	6,500	5,000 (5,000)	4.80	なし	2025年10月13日
C Channel株式会社	第2回無担保社債	2023年4月13日	8,500	7,500	4.85	なし	2026年4月13日
C Channel株式会社	第3回無担保社債	2023年4月13日	19,000	18,000	4.90	なし	2026年10月13日
C Channel株式会社	第4回無担保社債	2023年4月13日	13,000	13,000	4.95	なし	2027年4月13日
C Channel株式会社	第5回無担保社債	2024年6月26日	—	6,000	5.00	なし	2026年7月13日
C Channel株式会社	第6回無担保社債	2024年6月26日	—	4,200	5.00	なし	2027年1月13日
C Channel株式会社	第7回無担保社債	2024年6月26日	—	19,200	5.00	なし	2027年7月13日

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

区分	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
社債	5,000	35,700	32,200	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	168,001	312,676	0.6	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,130,401	127,324	2.4	2026年4月～ 2035年3月
合計	1,348,402	440,000	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	18,012	18,012	18,012	18,012

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	28,129	111	9,713	18,527

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URLは次のとおりであります。 https://corp.cchan.tv/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月7日

C Channel 株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浦 上 卓 也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 下 大 輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているC Channel株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、C Channel株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるか

どうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。